

申 入 書

2024（令和6）年1月9日

〒320-0851 栃木県宇都宮市鶴田町840番地1
MESSI株式会社 御中

〒321-0968

栃木県宇都宮市中今泉2丁目7番19号
適格消費者団体

特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク
理事長 山口 益 弘

TEL/FAX028-678-8000

当法人は、不特定かつ多数の消費者の利益のために、不当条項や不当勧誘等の是正に向けて、活動を行っているNPO法人であり、内部組織として、弁護士、消費生活相談員など消費者問題に関する専門委員を構成員とする委員会を有しております。2019（令和元）年6月26日に、内閣総理大臣から、消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けています。

さて、貴社の解約に関するインターネット上の表示や特定商取引に関する法律に基づく表記には、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害する不当ないし不適切と思われる条項がありました。

つきましては、下記に述べるとおり申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、2024（令和6）年3月10日までに上記連絡先宛に書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

本申入書及び貴社からの回答の有無・内容等は、消費者契約法第27条に基づき、当法人において公表させていただく可能性があることを申し添えます。

退会の方法の制限に関する点

第10条【退会】

- 1 会員が自己都合により当クラブを退会する場合は、自らまたは法律上の権限を確認できる代理人を通して、所属加盟店に来店し、所定の退会届の記入による手続きを行った上で、月末をもって退会することができます。電話、電子メール、ファックス等による申し出は受け付けられません。
- 2 (省略)
- 3 本条の退会手続きが完了しない場合は在籍となりますので、施設のご利用がなくても通常の会費等が発生します。

1 申し入れの趣旨

貴社が、退会の方法を所属加盟店に来店して行う方法だけに制限している点の記載の削除を求めます。

2 申し入れの理由

貴社の利用規約によれば、会員が退会の申し入れをする場合の方法が来店による所定用紙への記載に限定されています。

民法上、隔地者に対する意思表示の方法に制限は一切設けられていません(民法第97条)。実際、貴社へ意思表示をする方法について、記録が残る方法に限定しても、郵便、ファックス、電子メールなどの多くの方法が考えられます。

また、貴社の退会をせずに、遠方に居住するに至った場合で解約ができないとなると、利用規約によれば、「退会手続きが完了しない場合は在籍となりますので、施設のご利用がなくても通常の会費等が発生」することになるため、永久に会費を支払う義務を負うことになります。

退会方法が来店だけに限定している条項は、法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限するものです。

また、消費者が契約上認められるべき退会手続きが取れずに、意思に反して契約を存続させられるおそれがあることから、信義則に反して消費者の利益を

一方的に害するものです。

よって、退会方法を来店のみに制限することは、消費者契約法第10条により無効となりえます。

以上